平成２７年（フ）第４９号
三重県名張市西原町2590番地１　カーサビアンコ２Ｂ301号
債務者　奥山真由美
１　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第８９号
滋賀県彦根市中藪町645番地１（３―103号）、前住所滋賀県彦根市野田山町813番地（205号）
債務者　黒田　勝弘
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１１１号
滋賀県彦根市栄町１丁目１番８号
債務者　青木　忠貞
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３７６号
神戸市垂水区清水が丘３丁目３番10―203号、従前の住所神戸市中央区二宮町１丁目４番８―502号
債務者　亀岡　文子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２８号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番29―204号、従前の住所神戸市垂水区学が丘５丁目２番505―304号
債務者　立道　裕子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４０号
神戸市中央区中山手通７丁目25番13号
債務者　小川　裕之
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５９号
神戸市垂水区星陵台１丁目９番４―303号
債務者　吉見　清
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３４号
兵庫県西宮市大谷町８番６―204号
債務者　丁野　沙矢（旧姓中防）
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目85番地の２　クメ文化、前住所兵庫県尼崎市長洲中通２丁目９番13号
債務者　舟越　宏
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６３号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目39番26号　早崎文化８号、前住所兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番20―504号
債務者　浦川　勇
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1108号
債務者　山田　和彦
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０３号
兵庫県西宮市門戸東町１番28号門戸東ハイツ101号
債務者　日野　弘一
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２４号
広島県東広島市西条町助実23番地５　市営恵下山住宅　２―402号
債務者　中野シエーラ　アマドこと　ＮＡＫＡＮＯ　ＳＨＥＩＬＡ　ＡＭＡＤＯＲ
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
大分市大字上宗方802番地の37
債務者　山下　雅彦
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
宮城県大崎市古川江合本町３丁目６―６　リバーサイド古川201、住民票上の住所宮城県大崎市田尻蕪栗字上沢田２番地
債務者　川名　龍太
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
秋田県北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６　上新町団地103号、借入時住所秋田県北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６　上新町団地201―３号
債務者　柏木　美奈（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
秋田地方裁判所大館支部